

第13章 「戦後の象徴」としての憲法9条

——戦後日本の「理念」と「現実」

河上 暁弘

1 「戦後」の〈理念〉と〈現実〉の区別

——「戦後の『理念』に賭けながら、戦後日本の『現実』にほとんど一貫して違和感を覚えてきた……むしろたずねたいのは私は根本的に時代を表現しているのか、それとも反時代的なのかという事なのだ」（丸山眞男「丸山 1998a: 246」）

日本において、「戦後」とは何か？ 「戦後民主主義」「戦後憲法」「戦後政治」「戦後レ

ジーム」とは何か？ それらはいかなる意味を持つものであり、いかなる限界や課題があるものなのか？ それは現在や将来においても守るべき価値があるのか？ そもそもそれらは今も継続しているものなのか、それとも、すでに終焉してしまっているものなのか？ 「戦後」をめぐっては、今もなお多くの関心が払われ、多くの議論を惹起している。「戦後」とは、ただ単にアジア太平洋戦争の終結後の時期というだけにとどまらない、それなりに重要な意味を持つようである。

日本の「戦後」は、一方で、(日本の最終的な政治形態が「日本国民の自由に表明される意思」によって定められることを要求した)ポツダム宣言の受諾によって起きた「法学的意味の革命(八月革命)」(宮澤俊義)、さらには連合国の占領下における民主主義改革という「外から」「上から」の改革によって始まっている。しかし、それだけではない。日本においては、ポツダム宣言第一〇項が「日本国民の間に於ける民主主義的傾向の復活強化」とも表現したように、思想としても自由主義からマルクス主義までの近現代思想は既知のものであり、また、明治自由民権運動や大正デモクラシー等の民衆の社会運動(農民運動、女性運動、労働運動など)の蓄積も持っていた。そういう「内から」「下から」の経験とエネルギーが、「外から」の改革圧力と合流して、戦後民主主義が開始されていることに注目したいと考え

ている（丸山 1998b: 4-7）。丸山眞男は、「超国家主義の論理と心理」（初出『世界』一九四六年五月号）の末尾で、次のように言っている。

「日本軍国主義に終止符が打たれた八・一五の日はまた同時に、超国家主義の全体系の基盤たる国体がその絶対性を喪失し今や始めて自由なる主体となった日本国民にその運命を委ねた日でもあった」（丸山 1964: 28）

民主主義が確立するには、自立した主体としての市民（*citoyen*）の存在が不可欠だが、まさに、「8・15」はそうした主体が日本の歴史上はじめて公式に登場する契機となる日であったと解したい。

こうしたことを前提とした上で、私が本稿で日本の「戦後」を論じるにあたって、決定的に重要だと思われるのは、冒頭の丸山の言葉が示唆するように、戦後の〈理念〉を語るのか、〈現実〉を語るのか、という問題である。この区別はきわめて重要だろう。

そして、本稿が考察対象とする日本国憲法第9条は、戦後の理念にも、現実にも、双方のあり方に重要な影響を与え、かつそのあり方を規定してきた面がある。9条は「戦後」

なるものの理念も現実も表象する機能を果たしてきた。そのことを本稿では、「戦後の象徴」としてとらえたいと思う。

2 戦前と戦後の連続性と断絶性

戦前・戦後の理念の断絶

戦前の日本では、大日本帝国憲法の下、天皇主権、軍国主義、国家神道に彩られた支配体制が強固に成立していたが、この三つのものからの解放・脱却を保障するのが「戦後体制」・「戦後レジーム」であり、日本国憲法であった。その成立により、天皇主権から国民主権へ（前文・1条）、軍国主義から平和主義へ（前文・9条）、そして国家神道から政教分離へ（20条）というように、祭教一致の軍事帝国の解体、日本社会のタブーからの解放を促し、個人の尊重（13条）と表現の自由・「批判の自由」（21条）を生命線とする本格的な立憲主義体制を日本にも成立させた（樋口1994: 120-121）。この意味で、戦前と戦後の理念には大きな断絶性が見られる。

なお、日本国憲法には、基本的人権（市民的自由と福祉国家的規定）、国民主権（民主主義）、平和主義、権力分立、議会制民主主義（議院内閣制）、司法権の独立、違憲審査制、地方自治

などの諸規定が盛り込まれたが、これらは、抽象的な理想・人類的な理想を実現しようとしたというよりも、むしろ明治憲法下で起きた失敗（軍国主義、統帥権の独立、治安維持法・特高警察による自由の抑圧、検閲による表現の自由の弾圧、半封建的な寄生地主制度などがもたらす貧困等）を二度と繰り返さないための「ごく切実な現実の要請」から憲法に規定されたものであることにも格別の注意が必要であろう（渡辺 2016: 123）。

「戦前」なるものの実態面の連続

しかし、戦後の「現実」を見るならば、一九四五年を境に日本はまったく別の国になったとまでは言えないだろう。たとえば、天皇制が、「神権的天皇制」から「象徴天皇制」へと根本的とも言えるほどの原理的な転換を見せつつも、それが存続したことがその典型であるが、行政官僚機構、司法機構、経済構造等においても、戦前と戦後の実態における連続性を見出すことは容易である。

戦前の日本においては、大日本「帝国」と軍国日本の形成に際して、「臣民」・「公民」形成のための教育が、大日本帝国憲法・教育勅語・軍人勅諭の三本柱をもって進められた。この「帝国憲法・教育勅語体制」の下で、統治権の総覧者、統帥権の保持者として、政治

権力の王者であると同時に、皇祖皇宗の遺訓に基づく道徳の大本を指し示す精神的価値の
体現者でもあった「天皇」を中心とした国家（天皇制国家）を支える成員たる「善良なる臣
民」の形成が教育目的とされた（堀尾 1991: 224）。それを戦後において転換させるものが、日
本国憲法であり、教育基本法（一九四七年制定）である。

戦後日本をふりかえると、戦後初期に目指された憲法の理念は、戦後を通して文字通り
実行されてきたわけではない。むしろ、反対に、「逆コース」とも言われた一九五〇年代の
政治変革なども経て、たとえば、教育に関しては、教育委員の公選制の廃止、教師の勤務
評定、学習指導要領の法的拘束化、行政による教科書検定強化など教育への国家介入（「国
家の復権」〔堀尾 1994: 397〕）が進み、平和に関する側面では、再軍備・軍拡、米軍基地の維
持、米国の戦争への協力、日米同盟強化の方向へと進んできたという点も重要である。戦
前の「国権」優位の体制が戦後において完全に転換したとは言えない。その意味で、戦前・
戦後の「現実」面での連続性が見られる（「保守的なるもの」の連続）。

「民権」思想の地下水的継承

しかし、戦後の理念ないし日本国憲法の理念である平和・人権・民主主義の理念は、戦

前からの蓄積もあり、戦後、占領下において米国によって専ら「押しつけられた」ものという理解は浅薄であろう。戦前から日本の民衆や知識人たちの中にあった「民権」の伝統・経験を「復活」し「強化」したものととらえたい。

戦前の日本においても、たとえば、平和思想についても、(一) 自由民主主義的平和思想(中江兆民、植木枝盛、石橋湛山など)、(二) キリスト教的平和思想(内村鑑三、安部磯雄、木下尚江、矢内原忠雄など)、(三) 庶民的ヒューマニズムの平和思想(田中正造、与謝野晶子など)、(四) 社会主義的平和思想(幸徳秋水、片山潜など)のような四つの思潮に大別しうる蓄積があり(深瀬1987: 93-112)、こうした非戦・平和思想が(明治国家の弾圧の結果、地下水的であったにせよ)戦後において継承されたと言いうる。

また、戦後の憲法制定時に、(明治自由民権運動・憲法史研究者であった)鈴木安蔵などを中心メンバーとした憲法研究会が、自由民権運動時代の憲法構想(植木枝盛「東洋大日本国憲按」等)を参照しつつ、一九四五年の一二月に「憲法草案要綱」を発表し、それがGHQの草案にもとり入れられるに至っていることなどを見ても、日本国憲法は、少なくとも内容に關して言えば、明治自由民権運動以来の日本の民衆の内発的な自由、民権、平和、自治の思想が入っているとと言える。その民権思想の連続性・継承性に注目すべきであろう。

このように、戦前と戦後は、〈理念〉の断絶、〈実態〉面の連続、「民権」思想の継承が見られ、今後ともそれぞれについての深い理解とさらなる検証が必要であるように思われる。

3 戦後の「理念」としての憲法9条と「現実」を方向づけた憲法9条

憲法前文・9条の理念

日本国憲法は、前文に、平和的生存権の規定を置き、また第九条において、戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認を規定している。これらの条項は、「法による平和」の実現方法を示した規定として重要である。すなわち、目的原理として、平和的生存権という権利を保障することを目指し、その手段原理として、法による戦争に関する国家権力の制限・放棄を徹底化させた戦争放棄・戦力不保持・交戦権の否認が憲法に規定されているのである。憲法では、①非戦平和主義（対外的な戦争・武力行使をしない）、②非武装平和主義・非軍事平和主義（軍事力の保有・増強・使用によって安全を保障し紛争を解決しようとしない）、③人権としての平和（平和的生存権）の保障という三重構造にわたる平和保障を理念としているものと思われる（河上 2012）。

そして、この平和主義は、日本の戦争遂行や軍事化に歯止めをかけるというだけではな

く、戦争や軍隊の必要がなくなるような国際社会を先頭に立って築いて行くという理想を掲げたものと解したい。こうした理念は、現時点で「未完」に終わっているが、こうした憲法規定が存在する限り、その理念が現実を「方向づける」という規範力を持っていることをここでは強調しておきたいと思う。

憲法9条をめぐる「現実」の光と影

しかし、戦後日本では、憲法9条が掲げる非戦・非武装条項は、文字通りは実行されず、反対に、再軍備、米軍基地の維持、米国の戦争への協力、日米同盟強化の方向へと進み、また憲法改正もしばしば提案されてもきた。このため、日本の平和運動は、こうした動きに対抗する必要もあつてか、憲法9条を護ることを主張し、憲法改正の阻止を訴えてきた。この約七〇年間、日本国憲法は、二つの異なる評価（「平和憲法」と「押しつけ憲法」）の中で複雑に揺れ動きながら生きることを余儀なくされた。憲法を自らの正統性の源泉とすべきは、ずの為政者たちからは基本的に敵視ないし軽視され、現在の統治構造を批判する人々をも含む多くの民衆からはその原理を基本的に支持されるという「定着」と「空洞」の特殊で複雑なそして重層的な構造の中に身を委ねることとなったのである。

ふりかえると、戦後日本は、大日本帝国の負の遺産を自覚的・主体的に克服する努力を怠ったまま、ある意味で戦前・戦後の連続性を維持したまま、「パックス・アメリカナ」に組み込まれることで、国際社会に「復帰」し、かつて侵略・植民地支配をしたアジア諸国の民衆と十分に向き合わず、また沖縄の軍事化・基地化を前提とした「平和」を享受してきたという側面を持つ（君島 2015）。

今日、こうした戦後日本の「平和」の持つ弱点をいかに考えるかが問われているよう。この問題を考えるに当たっては、アジア（植民地支配・戦争責任・戦後補償問題）や沖縄（米軍基地問題）への加害や犠牲を正面から直視した上で、今なおそれらと十分に向き合うことなく済ませてきている日本の「国内政治体制」の過去および現在のあり方を鋭く問う必要がある（古川 1997: 102、以下、古関 2013: 333）。

しかし、そういった不十分な点なり課題なりがあったとしても、他方で、戦後、日本が、憲法（特に前文・9条）の厳しい制約とそれを支持する多くの国民の声や様々な社会運動、あるいは国際社会の声に大きな影響を受けて、ともかくも対外的な戦争・武力行使を行わないで来たことは、それとして重要な意義を有するようにも思われる。

山内敏弘は、戦後憲法の平和主義が果たしてきた積極的役割として、①平和の維持の役

割、②自由と民主主義のための役割、③経済的発展のための役割の三点をあげている（山内 1999: 76-79）。①の平和の維持の役割とは、日本がまがりなりにも対外的な戦争・武力行使を行わず、結果的に日本やアジアの平和の維持にも一定程度貢献してきたことである。この点に関連して、日本が戦争をしなかったことを「日米安保条約」のおかげとする議論もあるが、もし安保条約のみがあり平和憲法が存在していなければ、朝鮮戦争・ベトナム戦争・湾岸戦争に米国の要請に従って参戦した可能性があり、逆に平和憲法があり安保条約がなかったとしてもソ連など他国から確実に攻撃を受けたであろうという証拠はなんら具体的に示されていない（ソ連が冷戦下において日本に非友好的な態度を示してきたのは日本に米軍基地があったからであり平和憲法があったからではない）と指摘している。また、②の自由と民主主義のための役割として、憲法9条の存在が「日本社会における批判の自由を下支えする」積極的な役割を果たしてきたことを指摘する樋口陽一の「自由の問題としての憲法9条」論（樋口 1994）を参照しつつ、具体例として、政府の徴兵制違憲論の採用、一九八〇年代の国家機密保護法制定断念、「三矢研究」などを除いて）議会制民主主義への自衛隊の不当な影響力行使がそれほど見られなかったことなどをあげている。③の経済的発展のための役割として、軍事費支出の対G N P比の相対的な低さが戦後日本における経済発展に重要な役

割を果たしてきたことを指摘する杉原泰雄（杉原 1987）などの議論を紹介し、「安保繁栄論」に対しても、米国との密接な関係は安保条約がなければ存在しなかったとは必ずしも言えず、また軍事関係と経済取引が必ずしも単純に結びつくものでないことも（フィリピン等の事例をあげつつ）指摘している（他方で、経済成長を無条件で良しとするものでもないことを南北問題や地球環境問題等を例にあげて言及している）。

このような「光」と「影」の双方の側面を適切に見ておく必要があるだろう。

憲法の「空洞化」と「定着」

ところで、戦後日本の憲法史は、憲法の平和・人権・民主主義といった理念がただ一方的に「空洞化」してきたという単純なものではない。その都度、さまざまな政治的力関係（①国際的力関係、②国内の権力状況、③対抗勢力関係）によって、憲法のあり方が規定されている。戦後日本の国際的力関係として、最も重要なアクターはアメリカ（ワシントン政府、GHQ）であろう。それに加えて、国際社会（アジア諸国など）の影響が見られる。また、②国内の権力状況として、保守支配層の憲法運用に大きな影響を与えてきたが、それと並んで、③対抗勢力関係として、国民の憲法意識（厭戦感情・現状維持・生活保守）、平

和・護憲・戦後民主主義運動、労働運動、市民運動などが、憲法をめぐる「現実」に重要な影響を与えてきたことを強調しておきたいと思う（小林 1963）。

今日、「憲法と現実の乖離」という側面が過度に強調されるくらいがあるように思われるが、小林直樹も適切に指摘するとおり、そもそも実定法においては、「規範と事実の間」に一定の隔張関係が存在する」のは「本質的現象」であり、「法規範と社会的事実の間には、相互に矛盾しながら・同時に引っぱり合うという、特殊な緊張関係が保たれている」ことは「法の常態」であるから、「実定法はつねに、規範と事実の弁証的な動態としてのみ成り立っている」（小林 1963: 3）のである。そして、総論的には、「《政治の子》としての憲法の機能・変動・実現のどの過程も、政治的な力関係と密接にリンクされており、この力関係によって、憲法の動態の主要方向が決定される。憲法秩序は、歴史的な政治状況に参与する諸力の相関や相反によって、つねに動的な生きダイナミックた連関として展開しているのである。……日本国憲法の動態も、戦後の政治Ⅱ社会的な力関係の・時々の総和によって規定され、特徴づけられている」（小林 1963: 9）、とされる。

また、戦後日本の憲法運用の実態を見るならば、たとえば、渡辺治は、戦後の「憲法の歴史は、アメリカの改憲圧力、それを受けながら独自の思惑を持った保守支配層による改

変の企図」と「革新政党や労働組合、市民、知識人による擁護の運動の対抗」といった「改憲をめぐる攻防の歴史」であるとしつつ、「時の政権は制定直後のわずかな時期を除いて憲法が目指した構想をまともに実現する努力をなしたことがないばかりか、何度かは本気でその改正に挑戦したし、それがかなわぬ場合でも、その歪曲・縮小を試みてきた。そのため憲法の構想は一度たりとも十全な実現をみないままに当初の構想を縮減・変質させられた」が、それにもかかわらず、「国民の運動により、憲法典の改変が阻まれたこと」で、憲法は「定着」をみせ、ほとんどの場合、「国民は、憲法擁護の側に立つことで憲法を選びなおし憲法を作り上げてきた」として、現在の国民が享受している「憲法の現実は、こうした保守政権と国民の側との攻防の中で危ういバランスの上で維持されているものである」と指摘している点も重要であろう（渡辺 2016: 118-119）。

4 戦後の「現実」を形成してきた憲法9条

憲法9条の非戦・非軍事平和主義は、文字通り実行されてきたわけではない。しかし、その憲法規定が持つ「制約」が日本の軍事化に大きなブレーキをかけてきたことも一面の事実である。この点については、「憲法を受け身で受け入れた日本社会は、憲法が権力の行

使にとつて多かれ少なかれ邪魔になるといふ緊張関係をつくり出し、維持することによつて、いわばその基本法を確認し直してきた」（樋口 2013: 72-73）。まさに、憲法9条が日本の「現実」を縛り、方向づけたと言える。

ただし、そのような規範力を9条が持ったのは、その憲法条文がただ存在したからと言うだけではない。①憲法理論形成を担った憲法研究者たち、②世論形成に大きな影響を与えた社会運動、③運動や世論の影響を受けて「小国主義」的な憲法運用を行った権力担当者たちなどが戦後憲法9条をめぐる「現実」を不断に形成してきたと言えよう。

憲法研究者たちによる平和憲法「理論」の形成と影響

憲法9条を文字通りの非戦・非武装平和主義として受け取り、そうした理念を擁護する立場から憲法理論を築き上げてきた憲法研究者たちによる「戦後憲法学」理論の存在が重要である。「戦後憲法学」は、戦争や人権弾圧を止められなかった戦前の学問研究のあり方への真摯な反省に立ち、他の社会科学研究者とも共同して、日本国憲法の画期的な平和主義等の憲法原理の理論的・歴史的解明、政府・与党も主導する復古的な改憲論への対抗・批判、改憲情勢の分析・批判などを行い、また、自衛隊違憲論と平和主義擁護の立場に立

つ憲法解釈理論を積み上げてきた。こうした理論は、自衛隊違憲訴訟や人権関連裁判などの憲法訴訟において、多くの弁護士たちの弁論とも一体となり、社会的にも政治的にも影響を与えてきた（渡辺 2017: 96-98）。

憲法9条擁護の運動と世論

また、こうした理論は、日本の平和・民主主義・護憲運動などにも大きな理論的影響を与えた。そして、逆に、社会運動が大きくなしきも持続的な影響を、学説、判例、政治における憲法運用等に与え続けてきたのである。とくに、サンフランシスコ講和条約成立を経て、独立を達成した日本において、一九五〇年代に台頭した「復古的」「戦前回帰的な改憲」に対して、多くの知識人たち（「平和問題談話会」など）や総評などの労働組合運動が反対し、さらには社会党・共産党などの社会主義を標榜した革新政党が憲法擁護ないし改憲阻止で一致し、また、憲法擁護と同様の意味を持った他の運動（基地反対、原水爆禁止、教職員組合運動、母親大会等）とも相まって、そうした運動の高揚が、五〇年代改憲を断念させるに至った（渡辺 2015: 42）。

一九五〇年代前半は「改憲論優位の時代」であった。たとえば、『毎日新聞』一九五二年

三月調査「軍隊を持つための憲法改正」賛成四三％に對して反対は二七％に過ぎない。新聞論調（地方紙も含む）でも「改憲」論調が圧倒的であった。これは、吉田茂の「なし崩し再軍備」より明文改憲による「堂々たる再軍備」を支持する層が当時は多かつたことを示している（境家 2017: 72-102）。

しかし、それでも、あの悲惨な戦争をくり返したくない、あるいはまたあの自由がない警察国家・戦争国家に戻るのはまっぴらという国民意識を運動も共有し、憲法がそうしたことを繰り返さないという非戦・平和意識のシンボルとなった。その後、六〇年安保反対運動を頂点とする社会運動の高揚の影響もあり、概ね世論は少なくとも本格的な軍隊を持つための改憲には消極的となる（渡辺 2017: 97）。先入観を持たずに公正・客観的な見地から憲法意識ないし憲法に関する世論を正確に測ることは重要である一方で困難性もつきまとう（境家 2017）が、理論と運動が世論にそれなりに大きな影響を与えてきたとは言いうるのではないだろうか。そして、それが、政治・権力者の憲法運用を規定してきたとも言いえよう（和田 1997）。

憲法9条の「制約」と「平和国家」

政府（内閣法制局）見解によれば、憲法9条2項では、侵略・自衛・制裁を問わずあらゆる「戦力」の保持を禁止しているが、国家には固有の自衛権があるので、その自衛権を実効あらしめるために、戦力には至らない「自衛のための必要最小限の実力（自衛力）」の保持まで憲法は禁止してはいないと解釈するものであり、「自衛力論」とも呼ばれる。

また、かつては、自衛権の発動としての武力行使は、（一）「わが国に対する急迫不正の侵害があること」、（二）「これを排除するために他に適当な手段がないこと」、（三）「必要最小限度の実力行使にとどまらべきこと」の三つに該当する場合に限られるとしてきた（旧「自衛権行使の三要件」）。このうち、第一の要件は、「我が国」に武力攻撃が行われないのに他国への武力攻撃が行われたことを以て実力行使を行う集団的自衛権行使の違憲性（「個別自衛権への限定」）を導き、第三の要件は、「個別的自衛権に対する限定」として、ICBMや攻撃型空母など攻撃的兵器の保持や海外派兵の違憲性を導く根拠となってきた（浦田 2012: 37-41）。

自衛力論は、自衛隊に合憲のお墨つきを与えるべく考えられたものではあるが、他方で、集団的自衛権の行使、海外派兵を違憲と解することになることで軍事化のブレーキともなっ

てきた。

ここで注目していきたいのは、憲法9条の下では、自衛隊自体の違憲性が常に問われ、またその存在及び活動（新たな活動を含む）の合憲性の立証責任が常に政府に課される（違憲訴訟や国会質疑）ということである。

政府は、自衛隊は軍隊・違憲の「戦力」ではないこと、交戦権などを持つ「普通の国」の「軍隊」ではないこと、他国防衛や海外での武力行使を行うための軍事組織ではないことを常に立証し続けなければならないといけない。通常の家国であれば法で禁止されていることだけをしてはならないという「ネガティブリスト」の方式（原則許可されていることを前提に禁止するものだけを列挙する方式）で活動を行うのに対して、自衛隊は、（憲法にその規定が存在しないこと、むしろ戦力不保持規定があることから）「ポジティブリスト」の方式（原則許可されていないことを前提に許可されるものだけを列挙する方式）で、何か（新しい）任務を付与したり（新しい）活動を行うおうとするたびにその都度（新たな）任務や活動の合法性・正当性を立証し続けねばならない責務が生じる存在である。その意味で、憲法9条の下では、自衛隊はポジティブリストの存在であり、常に政府に合憲性の立証責任が課され続けてきたこと、それ自体が軍事化・軍事権限行使への重大な歯止め・制約となり続けてきたことに格別の注目をして

おきたいと思う。

また、憲法9条の下、集団的自衛権行使や海外派兵は違憲とされ、さらに、たとえ武力行使そのものでない後方支援（輸送・補給等）であったとしても他国の武力行使と一体となるような支援・協力も憲法違反となるとしてきた（「一体化論」）。そのため、自衛隊の後方支援も、戦闘の現場（戦闘地域）で行うことは許されず、「後方地域」や「非戦闘地域」に限られるとしてきた。

「平和国家」原理の転換と論点

こうした点に関して近年、戦後日本の軍事化への「制約」が大きく外れかねない事態が進行している。

二〇一四年の「七・一閣議決定」による解釈変更、二〇一五年の安保法制の制定により、我が国が武力攻撃を受けなくても、「存立危機事態」（我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態）の場合には、（集団的自衛権行使に該当するものを含めて）武力行使ができる」と解釈されることとなった。また、安保法制により、「現に戦闘を行っている現

場」以外であれば、米軍などを他国軍への支援（弾薬の提供、発信直前の航空機の給油も含む）を可能とするように変更された。

さらに、二〇一七年五月三日の安倍晋三首相の提案（9条1・2項をそのままとして自衛隊の存在を明記する改憲案の提起）、そしてそれを受けて、自由民主党は、二〇一八年三月に、「改憲四項目」と呼ばれる「素案」を公表した（『朝日新聞』二〇一八年三月二三日朝刊四面）。その中の9条改正案は、次のとおりである。

「9条の2 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。」

2 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。」

憲法9条改正については、仮に自衛隊を憲法に規定する程度のものに収まるとしても、それを憲法的に認知すれば、日本社会・憲法秩序に大きな影響を及ぼすことをここでは指摘しておきたい。

山内敏弘は、自衛隊の憲法的認知を行えば、軍事的公共性・軍事的合理性の理論が、憲法的公共性を持ちかねず、たとえば、①安保法制の合憲化、②「攻撃的兵器（ICBM、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母等）」の保有の合憲化、③徴兵制・徴用制の合憲化、④軍事権限の民主的統制の空洞化、⑤自衛官の軍事規律の強化、⑥軍事機密の横行、⑦自衛隊のための強制的な土地収用、⑧自衛隊基地訴訟への影響（基地違憲訴訟のみならず騒音被害に関する飛行差し請求・損害賠償請求への影響）、⑨軍事費の増大、⑩産軍複合体や軍学共同体の形成などへつながりかねない可能性を指摘している（山内 2017）。

そして、特に、自民党案が、「必要な自衛の措置」と規定し、「自衛のための必要最小限度」とは規定していない点はさらに重大な問題を孕む。これでは限定的どころかフルスペックの集団的自衛権行使も合憲となりかねないからである。さらに、改正案第9条の2第1項では「内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊」と規定するが、自衛隊法第7条が「内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する」というのとは異なり、内閣総理大臣が内閣の同意たる「閣議」を経ないで自衛隊の「統帥」を行うことができるということになりかねない。また、同条第2項の「国会の承認その他統制に服する」という規定では、法律の規定しだいで国会の承認に服しない場合もあり

うることもなり、内閣総理大臣が、国会や内閣の同意（とくに事前の同意）を得ることなく独断で戦争・武力行使を開始することが可能とも読める案となってしまう点は重要な論点となろう（山内 2017、浦田 2018、青井 2018）。

5 あらためて戦後の「理念」と「現実」を考える

今まさに、「戦後」の「終焉」と言うよりは「破壊」が進行している。「平和国家」・非戦国家としてのあり方が転換するかもしれない、その分水嶺を迎えている。

そうした中で考えたいのは、憲法9条の理想とそれを堅持し実現しようとしてきた「誇り」を失ってしまったてよいのか、戦争をしてひとを殺すのが「普通の国」ならば、むしろ、その普通を変えるという発想こそが必要なのではないか、ということである。

この点に関して、最後に、理念と現実をめぐる樋口陽一の言葉を紹介しておきたい。

「理念と現実の間の緊張に疲れて理念を棄てるのか、それとも、理念と現実の開きを目の前にしてなお理念を語ることの『カッコ悪さ』に耐えながら現実を理念に近づけようとするのか、が問われている」（樋口 2013: 84）

《参考文献》

- 青井美帆（二〇一八）「憲法に自衛隊を書き込むことの意味」阪口正二郎・愛敬浩二・青井美帆編『憲法改正を
よく考える』日本評論社
- 浦田一郎（二〇一二）『自衛力論の論理と歴史』日本評論社
- 浦田一郎（二〇一八）「自衛隊加憲論と政府解釈」『法律論叢』九〇巻六号
- 河上暁弘（二〇一二）『平和と市民自治の憲法理論』敬文堂
- 君島東彦（二〇一五）「日本平和学会二〇一五年度春季研究大会開催趣旨」(<http://www.psj.org/2015年度-春季研究大会>)
- 古関彰一（二〇一三）『平和国家』日本の再検討』岩波書店・岩波現代文庫
- 小林直樹（一九六三）『日本における憲法動態の分析』岩波書店
- 境家史郎（二〇一七）『憲法と世論』筑摩書房
- 杉原泰雄（一九八七）『平和憲法』岩波書店・岩波新書
- 樋口陽一（一九九四）『戦争放棄』樋口陽一編『講座憲法学』第二卷、日本評論社
- 樋口陽一（二〇一三）『いま、「憲法改正」をどう考えるか』岩波書店
- 深瀬忠一（一九八七）『戦争放棄と平和的生存権』岩波書店
- 古川純（一九九七）「平和主義五〇年の回顧と展望——平和憲法の「光」と「影」——」日本公法学会『公法研究』第五九号

堀尾輝久（一九九一）『人権としての教育』岩波書店・同時代ライブラリー

堀尾輝久（一九九四）『日本の教育』東京大学出版会

丸山眞男（一九六四）『現代政治の思想と行動』未来社

丸山眞男（一九九八a）『自己内対話』みすず書房

丸山眞男（一九九八b）『丸山眞男座談 第六冊』岩波書店

山内敏弘（一九九九）『平和主義の現況と展望』全国憲法研究会編『憲法問題 一〇』

山内敏弘（二〇一七）『安倍九条改憲』論の批判的検討』『法と民主主義』二〇一七年八・九月号

和田進（一九九七）『戦後日本の平和意識——暮らしの中の憲法』青木書店

渡辺治編著（二〇一五）『憲法改正問題資料』上、旬報社

渡辺治（二〇一六）『現代史の中の安倍政権』かもがわ出版

渡辺治（二〇一七）『戦後政治と憲法・憲法学の70年』『法律時報増刊 戦後日本憲法学70年の軌跡』二〇一七年

五月三〇日